

事務連絡
令和4年1月24日
(令和4年2月2日一部改正)

障害福祉サービス事業者 代表者 様

兵庫県健康福祉部障害福祉局
障害福祉課長
ユニバーサル推進課長

地域における社会機能の維持のための濃厚接触者の待機期間について

平素は、本県の障害福祉行政の推進及び感染症防止対策に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このたび、下記2の国事務連絡において、オミクロン株の流行状況に応じた濃厚接触者の取扱いが示されました。

このなかで、社会機能を維持するために必要な事業に従事する者が濃厚接触者となった場合に、一定の条件の下で、本来の待機期間を待たずに待機を解除することができることとされました。

これを受け、本県では当該「社会機能維持者」に該当する者として、高齢者、障害者等の支援等に関する全ての関係者を対象としましたので、お知らせします。

つきましては、当該取扱いについて、下記の本県ホームページ、国事務連絡等を踏まえ対応いただくこと、また、今後も引き続き感染防止対策を徹底した上で事業を実施いただきますことを改めてお願いいたします。

なお、下記2の国事務連絡においては、当該取扱いに加え、無症状患者(無症状病原体保有者)の療養解除に関する基準や、濃厚接触者である同居家族等の待機期間の取扱いについての記載もあります。これらも適切に対応いただきますようお願いいたします。

記

1 兵庫県ホームページ

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/noukousessyokusya-taiki.html>

2 国事務連絡(「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」 令和4年2月2日付けの改正後)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000892312.pdf>

国ホームページ(国事務連絡掲載箇所)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00332.html